（トルクメニスタン外務省から在トルクメニスタン日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.05／27454

口上書

トルクメニスタン外務省は、在トルクメニスタン日本国大使館に敬意を表するとともに、トルクメニスタン政府が、外交及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十五年十二月一日から次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し日本国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的でトルクメニスタンに入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなくトルクメニスタンに入国することができる。

2(1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってトルクメニスタンに入国することを希望するものは、査証を取得することなくトルクメニスタンに入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってトルクメニスタンに入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、トルクメニスタンに入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するトルクメニスタンの法令に服することを免除するものではない。

4　トルクメニスタン政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　トルクメニスタン政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくトルクメニスタンに入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　トルクメニスタン政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

トルクメニスタン外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在トルクメニスタン日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年十月二十三日にアシガバットで

○厚生労働省告示第四百四十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

五	
1　物質併用電気手術器 2　物質併用処置用能動器具	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1　制御器、計測器及び表示器の正確性 2　高周波出力性能 3　対極板接触監視機能 4　ガスの流量、圧力及び気密性 5　高周波電流及びガスの導通性
	アルゴンガスを用いることにより生じるアルゴンプラズマを併用し、高周波電流を用いた生体組織の切開又は凝固を行うために使用すること。

別表第三の十五の項中「1　部位限定X線CT診断装置　2　全身用X線CT診断装置」を「1　全身用X線CT診断装置」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十五条第一項第一号イの規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表中「日本頭頸部外科学会」を「日本頭頸（けい）部外科学会」に、「頭頸部がん専門医」を「頭頸（けい）部がん専門医」に、「小児神経科専門医」を「小児神経専門医」に改め、同表に次のように加える。

六	
1　麻酔深度モニタ 2　解析機能付きセントラルモニタ 3　不整脈モニタリングシステム 4　重要パラメータ付き多項目モニタ 5　無呼吸モニタ 6　無呼吸アラーム 7　不整脈解析機能付心電モジュール 8　心電・呼吸モジュール 9　神経探知モジュール 10　頭蓋内圧モジュール	6　誤操作及び誤接続等防止の評価 7　耐電圧
	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1　アラーム機能 2　生体情報計測機能 3　無線通信機能 4　重要パラメータ解析機能
	重要パラメータ（不整脈を検出し、無呼吸を検出し、又は、麻酔等における弛緩薬及び局所麻酔薬の投与量の決定を支援するための生体情報を収集し、監視すること。）を含むこと。

日本専門医機構

総合内科専門医
小児科専門医
皮膚科専門医
精神科専門医
外科専門医
整形外科専門医
産婦人科専門医
眼科専門医
耳鼻咽喉科専門医
泌尿器科専門医
脳神経外科専門医
放射線科専門医
麻酔科専門医
病理専門医
臨床検査専門医
救急科専門医